

## 広島大学オープンアクセス方針

平成 30 年 3 月 14 日 教育研究評議会承認

平成 30 年 3 月 27 日 役員会承認

### 1. 趣旨

広島大学（以下「本学」という。）は、「広島大学基本理念」に基づき、研究成果を世界に発信することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、研究成果の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### 2. 研究成果の公開

本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された研究者の研究成果を、「広島大学学術情報リポジトリ」によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

### 3. 適用の範囲

本方針は、本方針施行後に出版される研究成果に適用する。ただし、本方針施行以前に出版された研究成果の公開も推奨する。

### 4. 適用の例外

公開が適切でないと判断した場合、本学は当該研究成果を公開しない。

### 5. 研究成果の提供

研究者は、研究成果について、著者最終投稿版を共著者の同意を得た上ですみやかに本学へ提出する。

### 6. 研究資料等の保存

研究者は、本方針によって公開した研究成果のもととなった研究資料等を「広島大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」に従って保存する。

### 7. その他

本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。